

<障害者虐待に関する相談先>

●平日（8時30分～17時15分） つくば市障害者虐待防止センター （障害者地域支援室）	電話 029-883-1347 FAX 029-868-7544
●土・日・祝日（24時間）・夜間（17時15分～翌8時30分） つくば市障害者虐待防止センター（転送）	電話 029-883-1347
●茨城県障害者権利擁護センター 平日（月曜日～金曜日） 9時～17時	電話 029-353-8663 FAX 029-353-8663 電話番号はFAX兼用です

15 障害程度等級

○ 精神障害者保健福祉手帳の障害程度の判定等

- (1) 1 級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (2) 2 級 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (3) 3 級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの